

委託契約書

一般社団法人日本家畜商協会会長 松山 幸雄（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、家畜商データベース・システムの構築に係るシステム開発の業務委託について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務内容）

第1条 甲は、家畜商データベース・システムの構築に係るシステム開発の業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は第5条により成果物を甲に納入するものとする。

2 委託業務の内容は、以下のとおりとする。

（1）債権管理システム等2つのシステムの一部改修
（詳細は別紙の第1のとおり）

（2）上記作業に関するシステムインストール等の運用に係る各種支援

（委託業務の遂行）

第2条 乙は、本契約に基づく委託業務の遂行について常に甲と密接な連絡をとり、必要な協議を行うものとする。

（委託費及びその支払方法）

第3条 甲は、第1条の委託業務に要する次の費用（以下「委託費」という。）を乙に支払うものとする。

委 託 費 用 金 円
（内消費税 円）

2 甲の指示により委託業務の処理内容、条件等に著しい変更が生じた場合又は著しい経済事情の変動等により前項の委託費を変更する必要があると甲が認めた場合は、甲乙協議の上、前項の委託費を変更することができる。

3 乙は、第1項に定める委託費を甲に請求できるものとし、甲は、委託業務の成果物の検収後、1ヶ月以内に委託費を乙に支払うものとする。

（報告義務）

第4条 甲が必要に応じて委託業務に関する報告を乙に求めたときは、乙は、甲に速やかに報告しなければならない。

（成果物）

第5条 乙が甲に納入する成果物は別紙の第2のとおりとする。

(納入期限)

第6条 乙は、前条に定める成果物を令和3年2月26日までに納入するものとする。

(検収)

第7条 甲は、乙が納入した成果物を甲が定める方法により検査の上、合格した成果物を受領する。その際、不合格となった物件については、その原因が乙の責めに帰すべきものと認められる場合は、乙は、甲の指示に従い、甲の定める別の期日までに、無償でこれを補修する。

(保証)

第8条 甲が成果物を受領した後、12ヶ月以内に当該成果物に瑕疵を発見した場合は、乙は、無償でこれを補修する。

(無体財産権の帰属)

第9条 本契約により開発されたプログラム等及び開発資材の無体財産権並びにそれらに付帯する権利並びにプログラムの利用に関する一切の権利は、甲に帰属する。

(機密漏洩の禁止)

第10条 乙は、本契約に基づく業務の実行により知り得た甲の事実を他に漏らし、又は開発したプログラムを無断で他の目的に使用してはならない。

(電子計算機の使用)

第11条 甲は、委託業務遂行のため、必要に応じ甲が設置使用する電子計算機、施設、建物の一部及びその付帯施設並びに備品について、乙の使用を認める。

(損害賠償)

第12条 乙の責に帰すべき事由により甲に損害を及ぼした場合には、乙は、甲に対し、賠償の責に任ずる。

2 前項の賠償額及び支払方法は、甲が定める。

(契約の委託及び権利義務譲渡の禁止)

第13条 乙は、本契約の履行を第三者に委託し、又は本契約に基づく権利義務を第三者に譲渡することができない。

(その他)

第14条 甲は、本契約により納入された成果物の加除修正、変更の必要が生じた場合は文書により通知し、乙は、速やかに対処するものとする。

2 前各条のほか、本契約に関して疑義を生じた場合は、甲乙協議の上、解決するものとする。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

東京都中央区新川2丁目6番16号

甲 一般社団法人 日本家畜商協会
会 長 松山 幸雄

乙

別紙

第1 委託契約書第1条2項に規定する委託業務の内容は、次のとおりとする。

家畜商データベース・システムの構築に係る提案依頼書に基づく
システムの開発

第2 委託契約書第5条で定める成果物は、次のとおりとする。

1) ドキュメント類

- ①家畜商データベース・システム基本設計書
(電子ファイル及び紙媒体 各2部)
- ②家畜商データベース・システム操作説明書
(電子ファイル及び紙媒体 各2部)

2) プログラム類

- ①ソースプログラム (電子ファイル 2部)
- ②実行プログラム (電子ファイル 2部)

以 上